

【 みんなねっと 精神保健福祉への提言(その1)】(南部)

(公社)全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)は、令和4年度に精神保健福祉の提言をしています。以下抜粋してご紹介いたします。(2022年9月号より)

★誰もが安心して暮らせる地域精神保健福祉の実現★

明治時代にできた精神病者監護法以来の日本の隔離政策が精神病者への偏見の根源であり、終戦後は、多くの私立の精神科病院に精神病者を閉じ込めると言う、社会から排除する政策方針は現在の精神保健福祉法にも表れている。本人とその家族夫々が人生をみずから選ぶことができ、個人の尊厳が尊重される社会を実現するために下記の提言をする。

1. 本人及びその家族・ケアラーと精神保健医療福祉のニーズがある人を社会全体が責任をもって支える体制の構築を求めます。

精神障がいをはじめとするすべての障がいがある方々や高齢者等のケアラーの役割を家族が担うことを当然とする現在のあり方から、国・社会が責任をもって支えるという本来あるべき姿の体制への転換を求めます。

1) 保健所および精神保健福祉センター機能の強化

例えば、精神疾患の疑いがあるものの本人が受診を拒否しているようなケースでは、家族からの相談に自宅を訪問して医療につなげることが行政の責務であることを明確に打ち出すべきであり、そのために保健所や精神保健福祉センターの機能の拡充を求める。

2) 精神障害にも対応した障害福祉サービスの提供

精神疾患をもつ人の介護は家族が中心となって担っている状況であるが、このために家族に対する過大な負担が生じている。

- ① 介護給付費の適切な支給決定を、また介護給付費の支給に当たっては、速やかな改善を求めます。

「介護給付費等の支給決定について(H19年)」にて「介護を行う者がいる場合に居宅介護などの介護給付費の決定を行わないという主旨ではない」と通知されているにもかかわらず、「同居家族がいるから」と介護給付費の支給が認められていない場合があります。

- ② 福祉サービスの地域格差の是正に取り組むことを求めます。

福祉サービスのデータベースを速やかに構築し、質や量に劣る自治体には監督庁による強い行政指導を求めます。障害者福祉サービスは、地域によって質や量にばらつきがあります。

(次号に続く)



明石ともしび会よりお知らせ

相談窓口	日時・内容			場所
こころやすらぐ ひろば (相談と居場所 です)	6月4日(日)	11時 ～15時	【昼食】厚あげポン酢味、筑前煮、 みそ汁 担当：山田、濱野	ふれあい作業所
	6月18日(日)		【昼食】カレー、野菜サラダ、ひじ き 担当：稲田、岡本	
こころの 相談窓口	6月12日(月) 6月26日(月)	10時～14時	担当：松田、岩永	明石市立 勤労福祉会館 「あすく」

「こころの相談窓口」ご相談がある方は当日お越しくください。(電話：090-1138-4777 岩永)

「こころやすらぐひろば」では、ネットでの相談もできます。メールアドレスは、

kokoro20218fureai@yahoo.co.jpです。(南部)